

薬生水発 0810 第 1 号
令和 5 年 8 月 10 日

各都道府県・市・特別区水道行政担当部（局）長 殿
各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者 殿
各国設置専用水道の設置者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

「浄水処理対応困難物質」の設定について」の一部改正について

水道行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、第一種指定化学物質等の見直しを内容とする「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が令和 3 年 10 月 20 日に公布、令和 5 年 4 月 1 日に施行され、また、水質汚濁防止法に基づく指定物質の見直しを内容とする「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」が令和 4 年 12 月 23 日に公布、令和 5 年 2 月 1 日に施行されました。

これに伴い、「浄水処理対応困難物質」の設定について」（平成 27 年 3 月 6 日付け健水発 0306 第 1 ～ 3 号厚生労働省健康局水道課長通知）の別紙中別添 1 及び別添 2 を別紙のとおり見直すことといたしました。

貴行政担当部（局）等におかれましては、引き続き、「浄水処理対応困難物質」の取扱いについて御留意いただき、水質事故把握のための体制整備等が図られますようお願いいたします。

別添1 浄水処理対応困難物質

改正後		改正前	
物質	備考 (※)	物質	備考 (※)
ヘキサメチレンテトラミン (HMT)	(変更なし)	ヘキサメチレンテトラミン (HMT)	水濁法指定物質、PRTR 第1種
1,1-ジメチルヒドラジン (DMH)	(削除)	1,1-ジメチルヒドラジン (DMH)	PRTR 第1種
N,N-ジメチルアニリン (DMAN)	PRTR 第2種	N,N-ジメチルアニリン (DMAN)	PRTR 第1種
トリメチルアミン (TMA)	PRTR 第1種	トリメチルアミン (TMA)	(記載なし)
アセチルアセトン	PRTR 第1種	アセチルアセトン	(記載なし)

別添2 過去に水質事故の原因となった物質等

改正後		改正前	
物質等	備考	物質等	備考
スチレン	水濁法指定物質、PRTR 第1種	スチレン	PRTR 第1種
有機すず化合物 (ビス (トリブチルスズ) =オキシドを除く)	PRTR 第1種	有機すず化合物	PRTR 第1種
ビス (トリブチルスズ) =オキシド	PRTR 特定第1種		
過塩素酸	PRTR 第1種	過塩素酸	(記載なし)
パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	水濁法指定物質、PRTR 第1種	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	PRTR 第1種
パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	水濁法指定物質、PRTR 第1種	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	(記載なし)
ヒドロキシルアミン	水濁法指定物質	ヒドロキシルアミン	(記載なし)
シクロヘキシルアミン	(変更なし)	シクロヘキシルアミン	PRTR 第1種
ナフタレン	(変更なし)	ナフタレン	PRTR 第1種
アクリル酸2-エチルヘキシル	PRTR 第1種	アクリル酸2-エチルヘキシル	(記載なし)
水酸化ナトリウム	水濁法指定物質	水酸化ナトリウム	(記載なし)

(注1) 有機すず化合物から有機すず化合物の一種である「ビス (トリブチルスズ) =オキシド」が分離

(注2) パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びパーフルオロオクタン酸 (PFOA) は令和2年より水質管理目標設定項目

(注3) スチレン、ヒドロキシルアミン及び水酸化ナトリウムについては令和5年2月1日以前より指定物質であったが、今回の見直しに合わせて記載